

すずらん

NO. 20

発行日：2006年3月17日

発行元：社会福祉法人すずらんの会 理事長 大長 義信

相模原市麻溝台7-1-7 TEL 042-749-8881

URL <http://www.suzuran.or.jp> E-mail kouhou@suzuran.or.jp

⇒「すずらん」へのご意見・ご要望・ご感想などありましたら、ぜひ電話、メールを送ってください。



社会福祉法人すずらんの会
理事長 大長 義信

新年度にむけて

18年度から福祉の分野でも新しい制度がいよいよ始まります。福祉サービスを利用する障害のある人達や福祉事業者にとっては、必ずしも歓迎されるような変革とは言えない所が多い制度だと思いますが、私たちは、何としてもこれに適切に対応していかなければならぬ立場にあります。時代の流れを良く見極めながら、過去の在りように固執しない心掛けが大切だと考えています。職員と様々なテーマで議論をしていくと、過去のやり方や考え方からなかなか抜けられない事が分かります。私たち民間福祉事業者には、民間であるが故の先駆性が求められています。時代を先取りするとまでは行かなくても、いつも頭はフレッシュに保って、新しい情況にも柔軟に対応していくようあって欲しいと思っています。又同時に、今までになかった発想に素直に傾けられる耳を持つことも大切です。お互いに切磋琢磨して自己を磨き、私たち自身が社会性を身につけて、障害の有無に関係なく暮らせる環境の実現に貢献出来るようになりたいものです。

トピックス『すずらん』20号

理事長

新年度にむけて

特 集

『あいあいS』事業所紹介

障害者自立支援法が始まる

お知らせ

広げよう職員のわっ！

すずらんの会通信教育講座 1回目

広げよう職員のわっ！遠藤恵子さん

初回はこの方、グループホーム代表・遠藤恵子さんをご紹介します。なんとこの方は…今やするんの会の定番イベント【フェスタするん】の第1回(1999年)実行委員であったのです。当時入社間もない私にとって、試行錯誤の中みんなで励ましあいながら創った喜びは、貴重な財産となりました。

このコーナーは、次々に職員が職員を紹介していくコーナーです。

今号は初回なので、広報委員会の坂本就労支援課長がこの人を紹介します。



すずらんの会では、施設サービスやグループホームの生活支援以外に、高齢者の方を対象とした居宅介護支援や障害者の方へガイドヘルパー派遣、独自事業として余暇支援をおこなっており、現在おこなわれている活動をご案内いたします。お問い合わせなどありましたら、「あいあいS」までご連絡ください。

あいあいSを紹介します

介護保険を利用したサービスをご希望の方 (高齢者の方対象)

介護保険サービスを利用するには、まず市町村窓口に「要介護認定」の申請を受けることから始まります。その後、あいあいSで次のようなサービスを提供できます！

居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

介護保険では、本人やその家族の希望により介護保険サービスを選択する事ができます。ケアマネージャーは、本人やその家族と相談し、認定された要介護状態の区分に応じたサービス計画（ケアプラン）を作成します。

訪問介護事業（ホームヘルパー派遣）

ホームヘルパーが要介護者、要支援者の家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介助や、炊事、掃除等の生活援助を行います。

 介護保険制度が改正され、要介護度区分の「要支援」「介護1」が、今後「介護予防」になります。介護予防とは能力に応じ、出来る限り本人の自立へ向けた支援をし、要介護状態をできる限り防ぐ事です。

支援費を利用したサービスをご希望の方 (知的障害児者・身体障害者の方対象)

ホームヘルプ活動（身体介護・家事援助）

各住宅やグループホームへヘルパーを派遣し、入浴や食事の援助をしたり、又、利用者とヘルパーと一緒に住居の掃除や衣類の洗濯をする等、自立に向けた生活支援のサービスを提供しています。

ガイドヘルプ活動（移動介護）

ガイドヘルパーと一緒に行動しながら、映画館やカラオケへ行ったり公園の散歩やお花見等利用者の希望に沿った余暇を楽しみながら行動する活動、公的な機関へ一緒に行く活動、一人で出掛けられるようになる活動等を通して、利用者の余暇活動の幅を広げる事を目的としたサービスの提供をしています。

 障害者自立支援法により制度が新体制に移行され、平成18年10月以降、ガイドヘルプ活動は市町村事業となります。

～余暇活動支援～

サークル活動 ★月に一回程度、決まった土曜日に実施しています。（対象者：児童以外）

サークルの種類（会費がかかるサークルもあります。）

- ・お料理教室
- ・絵画教室
- ・ボーリング
- ・カラオケ
- ・英会話
- ・ティーボール
- ・サウンドタイム



あいあいS旅行 ★毎年6～7ヶ所、旅行の企画をしています。（対象者：法人施設・就労支援利用者）

（例）平成17年度 実施コース

- ・7月 愛地球博1泊旅行
- ・9月 函館1泊旅行
- ・10月 東京ディズニーリゾート1泊旅行
- ・11月 ミステリーツアー日帰り旅行
- ・平成18年1月 佐渡旅行1泊
- ・平成18年2月 莓狩り日帰り旅行

就労者親睦旅行 ★就労支援利用者の親睦を深める為、旅行の企画をしています。

（対象者：就労支援利用者）

（例）平成17年度 実施コース

- ・6月 富士サファリパーク、御殿場高原ビール日帰り旅行
- ・11月 日光温泉旅行
- ・平成18年3月（予定）



グループホーム利用者親睦旅行 ★ホーム利用者間の親睦を深める為、又、長い休日を有効に活用する目的で、旅行や親睦会を企画しています。（対象者：当法人グループホーム利用者）

（例）平成17年度 実施コース

- ・GW：浅草日帰り旅行
- ・夏休み：河口湖温泉日帰り旅行
- ・お正月：ボーリング＆カラオケ新年会

 たまほ ホーム・ガイドヘルパー（有資格者）
サークル活動ボランティア・サークル活動利用者
募集中です！
興味がある方は、あいあいSまでお問い合わせください。

お問い合わせは

社会福祉法人 すずらんの会 あいあいS

電話：042-701-3666 FAX：042-742-3387

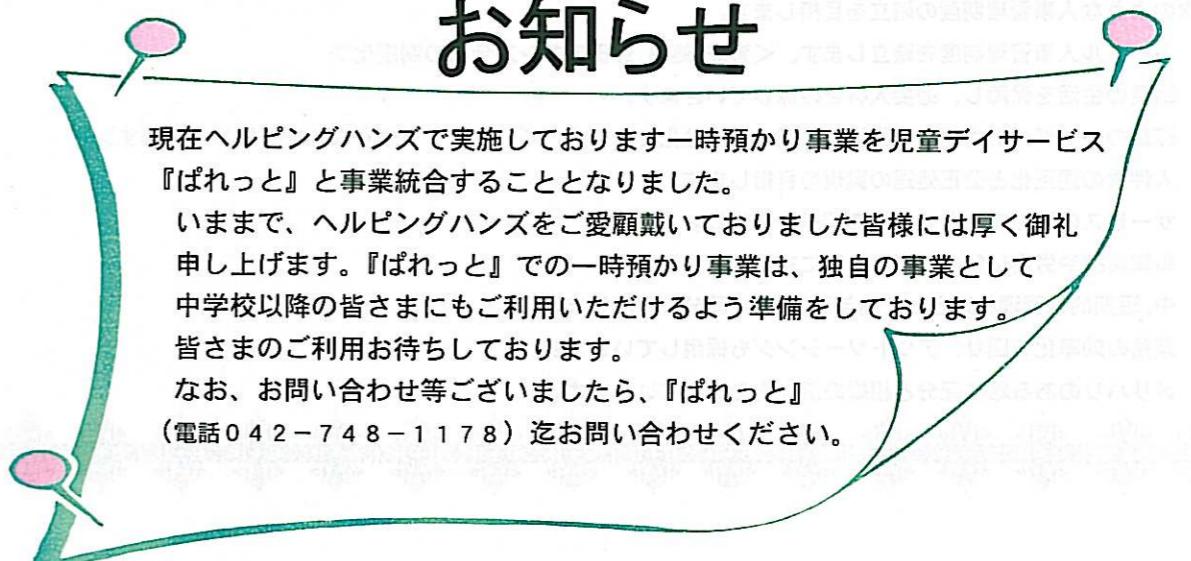
お知らせ

現在ヘルピングハンズで実施しております一時預かり事業を児童デイサービス『ぱれっと』と事業統合することとなりました。

今まで、ヘルピングハンズをご愛顧戴いておりました皆様には厚く御礼申し上げます。『ぱれっと』での一時預かり事業は、独自の事業として中学校以降の皆さんにもご利用いただけるよう準備をしております。

皆さまのご利用お待ちしております。

なお、お問い合わせ等ございましたら、『ぱれっと』（電話042-748-1178）迄お問い合わせください。



障害者自立支援法が始まる

総合施設長 松屋 直人

平成16年の秋に障害者支援制度に関するグランドデザインとして厚労省から提示されたものが、この4月から「障害者自立支援法」として施行されようとしています。

居宅サービスの義務的経費化と引き換えに、利用者自己負担の増大、1割負担や障害程度区分の変更及び事業の再編等によるサービス抑制、報酬単価の引き下げが行われることになりそうです。

現状の支援費制度では、毎年予算が不足し、厚労省がその捻出に苦労していることは承知していますが、将来の見通しに強い厚労省が、支援費制度下における居宅系サービスの増大と予算不足を予想できなかったことは有り得ない話だと思いますし、実際支援費制度の導入において、居宅系サービスが大幅に増加するというメリットを強調していたという記憶もあります。最初から、措置制度→支援費制度→自立支援法→介護保険（？）という流れが想定されていたのかもしれません。

愚痴を言っていても仕方がありません。この原稿が掲載される頃には、支援費制度の変更内容や自立支援法に関する詳細が提示されていると思われますので、気持ちを切り替え、職員や関係機関の協力を仰ぎながら、新制度の基で利用者サービスの向上を図り、なおかつ運営の安定を図ることに全力を挙げて取り組んでいきたいと思います。

すずらんの会通信教育講座とは？ 「福祉のあたりまえ」に切り込み新たな風を吹き込むためすずらんの会の基本的な考え方や職員内部研修などで取り上げられた内容を毎回講座としてお送りいたします。「あたりまえ」が「あたりまえ」にならないよう皆様も是非お役立てください。

すずらんの会通信教育講座 1回目

これから的人事労務管理

私たちの仕事は、そのほとんどが人間関係の上に成り立っています。人と人との関わりを大切にし、お互いの信頼関係を築き上げることが仕事の成果を左右することになります。この様な考えに基き、今後、私たち法人では次のような人事管理制度の確立を目指します。

1. トータル人事管理制度を確立します。<育成、待遇、評価の各システムの制度化>
2. 職員の生活を保障し、必要人材を確保していきます。
3. 職員のやる気や能力開発を促進し、職場を活性化させます。<“やってもやらなくても同じ“を排す>
4. 人件費の適正化と公正待遇の実現を目指します。
5. サービスの質の向上と効率性の確保に貢献します。
6. 事業実績や労働情勢の変化に柔軟に対応していきます。
7. 中、短期的な管理施策として給与制度、賞与配分を見直します。
8. 業務の効率化を図り、アウトソーシングも採用していきます。
9. メリハリのある給与配分と組織の活性化を促していきます。